

世帯の収入基準について（修学奨学金の申請の場合）

出願者の属する世帯の1年間の「認定総所得金額」が「収入基準額」（表1）以下であることを基準とします。

1. 収入について

（1）認定総所得金額について

認定総所得金額の算定式は次の通りです。

$$\text{認定総所得金額} = \text{総所得金額} - \text{特別控除額} \quad (\text{万円未満は切り捨て})$$

※認定総所得金額とは世帯の1年間の「総所得金額」から「特別控除額」を除いた金額をいいます。

（2）総所得金額について

「総所得金額」とは、その世帯の金銭・物納などの1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額をいいます。

※留意点

- ① 父母など出願者を保護又は扶助している者の所得金額を合計し「総所得金額」とします。

出願者を保護又は扶助していない者の所得金額は含みません。

- ② 出願者本人に収入がある場合は、その所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

- ③ 2人以上に収入がある世帯については、それぞれの所得金額の合計を「総所得金額」としま

す。

- ④ 給与所得（年金を含む）の場合について

◇給与所得の場合、次の式により計算した金額とします。

$$\text{総所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{控除額} \quad (\text{万円未満切り捨て})$$

給与収入金額	控除額
298万円以下	年間収入金額と同額
299万円以上400万円以下	給与収入金額×0.2+238万円
401万円以上781万円以下	給与収入金額×0.3+198万円
782万円以上	432万円

※給与収入金額については、「所得証明書」、「市民税、県民税の特別徴収税の通知書」の「給与収入金額」欄に記載された金額となります。

- ⑤ 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと④により計算します。

- ⑥ 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与所得については④により計算し、給与所得以外の所得金額と合計した金額とします。

(3) 収入基準額について

世帯の収入基準額は次のとおりです。

表1 収入基準額

世帯人数	収入基準額
1人	128万円
2人	203万円
3人	236万円
4人	256万円
5人	275万円
6人	290万円
7人	304万円
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する	14万円

2. 特別控除額について

次の表2の1の項目に該当がある場合は、前項の1(2)で得た「総所得金額」から更に各特別控除額を控除して前頁の(1)の「認定所得金額」(万円未満切捨)とします。

該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの控除額を合わせて控除します。

(1) 世帯主を対象とする特別控除額

表2の1 世帯主を対象とする特別控除額表

特別の事情	特別控除額					
母子・父子世帯	49万円					
就学者のいる世帯（児童・生徒・学生1人につき）	小学校			30万円		
	中学校			46万円		
			自宅通学	自宅通学外		
	高等学校	国・公立		35万円	57万円	
		私立		57万円	78万円	
	高等専門学校	1～3年次	国・公立		35万円	57万円
			私立		57万円	78万円
		4,5年次	国・公立		40万円	62万円
			私立		66万円	88万円
	大学	国・公立		67万円	116万円	
		私立		111万円	159万円	
	専修学校	高等課程	国・公立		35万円	57万円
私立			57万円	78万円		
専門課程		国・公立		25万円	71万円	
		私立		79万円	123万円	
障害者のいる世帯	障害者1人につき			99万円		
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし71万円を限度とする。					
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額					

※留意点

① 障害者のいる世帯

障害のある人の医療費で「長期療養者」に該当する場合は、併せて控除することができます。

② 長期療養者のいる世帯

出願時において継続して2年以上の療養を必要とする者の医療費（診療代、治療代、医薬品代等）、治療及び療養に係る器具代、通院のための交通費、世帯員以外の者に支払う介護費等とします。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額、その他により補てんされる金額は除きます。

③ 主たる家計支持者が別居している世帯

主たる家計支持者が就労のため別居している世帯で、出願後も1年以上別居が継続する見込みであること。別居地の住居費、光熱水道費、別居地と主たる住居地間の交通費等とします。ただし、勤務先から補てんされる金額、家具、電気器具、家事用品購入費等の一時的な支出は除きます。

（注）「主たる家計支持者」とは、「申込者本人の生計を維持する者のうち、父もしくは母、又は父母に代わって生計を維持する者」とする。（父母のいずれか1人でも別居した場合対象）

④ 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

出願時の前年から出願時まで、災害等により日常生活を営むために必要な資材又は生産手段に被害を受け、長期（2年以上）にわたって支出が増加又は収入が減少する場合の年間金額とします。ただし、保険、損害賠償等により補てんされた金額は除きます。

⑤ 自宅通学・自宅外通学

自宅・自宅外の別は、原則として住民票の住所で判断します。